

# 令和2年度 国立大学法人東京海洋大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

##### 【学士課程・大学院課程】

①-1 学長のリーダーシップの下、ビジョン2027に掲げる国際的な基準を満たす質の高い教育を実施するため、教学マネジメントシステムを改善するとともに、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの点検・改善等を行い、それに沿ったカリキュラムを整備していくことにより、海洋分野で世界をリードする独創的な教育プログラムを構築する。【1】

- ・①-1-1 教学マネジメントシステムの改善を行うとともに、教育プログラムの検証と評価・改善を行う。【1-1】

##### 【学士課程・大学院課程】

①-2 海洋、海事、水産分野において、グローバルに活躍する高度専門職業人として高い能力・素養を身に付けさせるため、学士課程から大学院課程までの教養教育を確立する。【2】

- ・①-2-1 学部・大学院一貫型の体系的な教養教育カリキュラムの作成・評価及び修学状況の検証を行う。【2-1】

##### 【学士課程・大学院課程】

①-3 高度専門職業人を育成するために、学士課程においては専門分野の基礎的な教育を行い、大学院前期課程では専攻分野を絞って深化させた教育を一体的に進めることにより、効率的・体系的なカリキュラムを実現する。【3】

- ・①-3-1 3学部・1研究科において、その育成すべき人材像を踏まえたカリキュラムについて、効率的・体系的に構築しているか内部質保証の取組として、検証及び必要に応じて改善の検討をする。【3-1】

##### 【水産専攻科・乗船実習科】

①-4 海技士の資格に関する国際基準(STCW条約(1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約))を満足する教育だけでなく、国際社会で活躍できる次世代の船舶運航技術者を養成するため、学士課程からの一貫した教育課程を通じて、上級生による下級生への実習指導やグループ学習指導などのリーダーシップを培う教育プログラムを構築する。【4】

- ・①-4-1 上級生による下級生への実習指導やグループ学習指導などのリーダーシップを培う教育プログラムの効果について検証し、教育プログラムの検討及び改善を行う。【4-1】

##### 【学士課程】

②-1 単位制度の実質化の観点から学生の学習時間等の実態把握、授業計画の明確化、必要な授

業時間の確保などとともに、学習到達度を学習支援システム（授業計画等の確認、課題の提出・返却、GPA(授業科目ごとの成績評価を何段階かで評価するとともに、各段階に数値を付与し、この数値の平均を算出してその一定水準を卒業等の要件とする制度)の確認等を行うことができる教育支援ツール）等を活用することで、的確に把握・測定し、成績判定・卒業認定を行う組織的な体制を整える。【5】

- ・②-1-1 前年度の検証をもとに、効果や実効性が上がるよう、組織体制の見直しを検討する。

#### 【5-1】

##### 【学士課程・大学院課程】

②-2 国際通用性を高めるために、学事暦の柔軟化、ナンバリング（難度や学習の段階・順序に応じて、授業科目に番号を付し教育課程を体系化する制度）の導入等のほか、大学院課程にあっては、前期課程の授業の英語化、討論型授業への切替、海外大学とのダブルディグリー（単位互換等の活用により、一定の教育プログラムの履修に対して、複数の大学からそれぞれ授与される学位）の実施など、学士課程にあっては、段階的に TOEIC など外部英語資格試験の一定水準以上のスコアを進級あるいは卒業要件化するなど、教育制度、教育内容の見直しを行い、国際教育連携などを通して、教育の国際展開力を向上させる。【6】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・②-2-1 前年度の成果検証を踏まえ、改善に向け検討を行う。また、引き続きダブルディグリー等の共同学位プログラムに係る学生派遣・受入を実施する。【6-1】

##### 【大学院課程】

③-1 グローバル社会人（日本を支え、世界に通用する高度専門職業人）の育成のため、企業ニーズに符合したリカレント教育（学校での社会人再教育）を産学で連携して行う。また、公開講座等の充実を図り、海洋・海事・水産に関する教養、生涯学習の機会を提供する。【7】

- ・③-1-1 前年度の成果検証を踏まえ、本格実施に向けた検討を行う。また、公開講座等について、さらなる教育内容の充実に向けた開催時期、開催方法、講座内容等を検討する。

#### 【7-1】

### （2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1 教育の質の改善を行うために、学生に関する入試、修学、課外活動、就職等の情報のほか、教職員の教育に関する情報の収集・分析を行う仕組みを構築する。【8】

- ・①-1-1 試行的に行った仕組みについて検証する。【8-1】

①-2 教育の質を高めるため、教員の FD（ファカルティ・ディベロップメント）研修及び初任者 FD 研修、職員の SD（スタッフ・ディベロップメント）研修の受講歴管理や研修内容の体系化など FD・SD 研修を強化する。【9】

- ・①-2-1 前年度の再点検等を踏まえ、FD・SD 活動及び体制等の見直し・改善を図る。【9-1】

①-3 社会において求められる人材の高度化・多様化を踏まえ、卒業後の就職、就業に関する調査データ等をもとに、教育 PDCA サイクルを着実に実行し、教育内容等の見直し、教育支援体

制の点検・改善を行い、全国平均を上回る高い就職率を維持する。【10】

- ・①-3-1 各部局において、前年度に提起された課題について検討し、教育内容等の見直し、教育支援体制の改善等を検討する。【10-1】

②-1 ICT（情報通信技術）等を活用した教育支援等を強化し、eラーニング（パソコンやコンピューターネットワークなどの情報通信機器を利用して行う教育方法）や、遠隔キャンパス間をネットワークで接続して授業を行う遠隔授業システムの活用を通じて、質の高い教育を行えるよう、国の財政措置の状況を踏まえた施設・設備等の整備を行う。【11】

- ・②-1-1 前年度の検証等をもとに、質の高い教育を行えるように、システムの見直しや教材の改善を図っていく。【11-1】

②-2 高度な専門的技術力とともに発想力・実行力・経営力などの複合的な力を備えた人材を育成するために、学生が時間的・空間的な制約を受けることなく幅広い分野の内容を学べるように、部局横断的な教育を行える遠隔授業システム等を導入するとともにその活用上の改善を行う。【12】

- ・②-2-1 品川・越中島キャンパス間に設置した遠隔授業システム等について、学生の利便性を高めるとともに、教育内容の向上を図り、導入効果の検証を行う。【12-1】

②-3 実学教育を行うための船舶や試験水槽、水圏科学フィールド教育研究センター等の施設・設備及び海底まで含めた資源開発に関する新たな成長産業に対応した実践的能力を持った人材育成のための実験、実習施設及び設備について国の財政措置の状況を踏まえた整備、拡充を行うとともに学外施設・設備の活用を行う。【13】

- ・②-3-1 財政措置を踏まえた設備等の導入や改善を行う。また、実学教育充実のため、インターナーシップや新たな学外施設等の活用の可能性について検討する。【13-1】

③-1 海洋・海事・水産の各分野において、社会が求める研究者を含む高度専門職業人を養成するため、教員配置戦略会議（学外有識者を委員に加え、社会のニーズを取り込みつつ、学長が主導して教員人事を行う全学的な組織）において、学内資源配分を総点検し、学長のリーダーシップの下、全学的な視点から学内資源の再配分を行い、より戦略的・重点的な教員配置を行う。【14】

- ・③-1-1 これまでの教育力強化に向けた再配分状況の成果を検証する。【14-1】

③-2 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化するために、シラバスの見直しやポートフォリオの構築などを通じて、多様な教職員が協働して学生の修学・生活指導に係わる修学支援体制を整備する。【15】

- ・③-2-1 前年度の検証をもとに、効果や実効性が上がるよう、組織体制の見直しを検討する。【15-1】

### （3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバル化を推進するために、外国人留学生に対しては、学生寮の量的・質的改善を行

うなど、学びやすい修学環境、生活環境を整備するほか、留学や海外でのインターンシップ等を希望する日本人学生に対しては、専門性の高いスタッフや他機関等と連携して、海外生活に関する相談や海外企業との交渉など留学支援体制の構築を図り、海外留学等を促進する。

### 【16】

- ・①－1－1 改善策の成果について検証し、更に見直し等を行う。【16－1】
- ・①－1－2 実施状況の評価を行い、必要な見直し策の検討を行う。【16－2】

①－2 教育研究で得た知識と技術を着実に実務に活かせるように教学と学生支援の協働を強化して進路支援体制の充実を図るとともに、平成33年度には、学部生及び大学院生ともインターンシップに参加する学生を、平成27年度に比し10%増加させるように学生への支援のほか、協力企業等の開拓と連携を強化する。【17】

- ・①－2－1 インターンシップ受入企業の開拓を行い、学生のインターンシップ参加環境を改善する。インターンシップの参加と卒業後の就業状況との関連性について調査し、進路支援体制の充実を図る。【17－1】

②－1 学修の定量的評価や指導体制の強化を図るため、組織的な学修支援体制を見直すとともに、学習状況を学生と教員相互で確認できる学修カルテやポートフォリオを構築し、多様な修学支援を実施する。【18】

- ・②－1－1 引き続き試験的に学習ポートフォリオ及び学習支援に関する仕組み等を運用し、効果の検証とともに、課題等の整理を行う。【18－1】

②－2 経済的に困窮している学生、障害のある学生、育児等と修学の両立を目指す学生など、個別・多様な修学環境に配慮した支援を実施する。また、優秀な留学生が日本で勉学に専念できるように留学生に対する生活支援強化策として、大学独自の奨学金等の制度を増加させる。

### 【19】

- ・②－2－1 修学支援、修学環境等について、改善案を策定し、実施する。【19－1】

②－3 協働学習など多様な学習要求に応じるスペースの設置・運用等により学生の学修への積極的な動機付け、主体的な学修のベースとしての図書館の機能を強化する。【20】

- ・②－3－1 引き続き試行結果から仮説を検証しその結果を踏まえ業務として提供できる事業の制度設計を行う。【20－1】

## (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

### 【学士課程】

①－1 海洋に関する深い科学的知識を持ち、国際的に活躍できる高度な人材を養成すべく、アドミッション・ポリシーを明確化するとともに、入学者志願動向、入学後の修学状況、卒業後の進路などの情報をデータベース化し、推薦、AO（アドミッション・オフィス）入試、編入学等の存続を含め、多面的・総合的な選抜への転換に向けた入試方法の改善を積極的に行う。また、高校在学中の長期留学経験者の特別枠の設置、あるいは外部英語資格試験の適切かつ効果的な活用など、国際性も含めて、多様な選考方法の導入を段階的に図っていく。【21】

- ・①-1-1 「大学入学共通テスト」及び多元的評価を重視した個別選抜等を円滑に実施する。

【21-1】

【大学院課程】

- ①-2 時代や社会に機動的に対応でき、地球規模での海洋に関わる諸問題の解決に創造的に立ち向かい、かつ、海洋とその関連産業分野における先端領域を切り拓く、意欲と能力を持つ学生を求めるため、海洋科学技術とその周辺分野に強い関心を抱く者を積極的に国内外から入学させるよう学力検査の見直しを図るなど入試方法の改善を行う。【22】

- ・①-2-1 明確化されたアドミッション・ポリシーに基づき、海洋科学技術とその周辺分野に強い関心を抱く者を積極的に国内外から入学させる入試方法を確実に実施する。

【22-1】

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 大学ランキング (The Times Higher Education - Thomson Reuters (THE-TR)) 等における研究評価指標を考慮した海洋科学技術に関わる研究水準の質の向上を行うとともに、トップ10%論文数（論文の被引用回数が各分野、各年で上位10%に入る論文の数）及び教員一人当たりの論文数を第2期中期目標・中期計画期間中の平均値より上回るものにする。トップ10%論文の対象教員には表彰あるいは管理運営業務の軽減化等のインセンティブを実施する。【23】

- ・①-1-1 第2期中期目標・中期計画期間中の論文投稿状況と比較し、支援策やインセンティブの効果を検証する。【23-1】

- ①-2 実績のある個別研究を学内重点研究プロジェクトとして認定し、イノベーションの創出につながる研究成果の実用化に向け、競争的資金を確保できるようリサーチ・アドミニストレーターを配置する等の支援体制を構築する。【24】

- ・①-2-1 リサーチ・アドミニストレーターによる支援の効果をはじめ、資金獲得及び実用化に向けた支援体制について検証し、必要があれば見直しを行う。【24-1】

- ①-3 IR(インスティテューション・リサーチ)室の設置及び科研費獲得に実績のある教員等で構成した専門チームの編成など、科研費の獲得を支援する体制の整備に加えて、科研費獲得実績に応じた表彰や研究費の増額等のインセンティブを実施することにより、科研費の採択率を第2期中期目標・中期計画期間中の平均値より増加させる。【25】

- ・①-3-1 科研費の申請状況及び獲得状況を基に獲得支援策の効果について検証し、支援策の見直しを行う。また、新たな教員へのインセンティブ制度の導入について検討を行う。

【25-1】

- ①-4 表彰や研究費の増額等のインセンティブを実施するとともに申請書作成の支援を行う体制を整備することで、教職員の意識を高めつつ競争的資金への申請件数及び1千万円以上の共

同研究等の外部資金獲得件数を、第2期中期目標・中期計画期間中の平均値より増加させる。

【26】

- ・①-4-1 競争的外部資金への申請及び獲得状況、产学官等の連携による受託研究等の実施状況から、インセンティブ付与及び申請支援策の効果について検証する。【26-1】

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 国際競争力強化のための新たな海洋産業人材育成組織の構築など海洋科学技術研究における国際的な中核的拠点を形成するために、国際交流推進室など国際連携研究を支援する体制の整備を行い、教員配置戦略会議による方針に基づいてそれに向けた教員の配置を実施する。

【27】(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-1-1 国際連携研究支援に係るグローバル教育研究推進機構の運営状況を検証し、必要に応じて改善を図る。また、国際連携研究支援に携わる職員を養成する。さらに、海洋科学技術研究における国際的な中核的拠点を形成するため、教員配置戦略会議による方針に基づいてそれに向けた教員の配置を実施する。【27-1】

- ②-1 学内研究設備、研究施設の学外との共同利用を促進するために、利用規則の改正やWebサイトによる利用案内などを整備し、共同利用実績を第2期中期目標・中期計画期間中の平均値より増加させる。【28】

- ・②-1-1 学内研究設備、研究施設を生かした競争的資金獲得や共同研究実施についての状況把握を踏まえ、効果的な促進策について検討する。

【28-1】

- ③-1 女性教員、若手教員（40才以下）、外国人教員を積極的に採用するための体制（教員配置戦略会議の利用及び部門（教員所属組織）へのインセンティブなど）を整備するとともに、人員配置計画に基づき、女性教員比率、若手教員比率及び外国人教員比率を第2期中期目標・中期計画期間中の平均値より増加させる。【29】

- ・③-1-1 若手教員の比率を上げるための、制度、体制の見直しについての検討結果を踏まえ、教員採用の仕組みを整備する。【29-1】

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- ①-1 産学・地域連携推進機構を軸に、リサーチ・アドミニストレーター等のイノベーションを促進する人材の育成体制の整備とともに全国の海洋・海事・水産に関わる産業における事業化や教育・研究機関、自治体等との連携による過疎・高齢化に対応した地域活動を支援拡充し、教育研究を通じた社会貢献の情報プラットフォームとしての機能を充実させる。【30】

- ・①-1-1 科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業（研究支援人材育成プログラム）で養成した人材が全国の地域で研究支援活動を展開する体制を整備する。【30-1】

- ①-2 民間企業等との共同研究の受け入れを毎年度100件以上行い、教育や研究の成果に基づく知的財産・特許等の実施許諾件数を第2期中期目標・中期計画期間中の平均値より増加さ

せる。【31】

- ・①-2-1 共同研究の実績の維持に努め、実施した支援策等の効果を検証する。また、特許情報を集約化し情報発信を行う。【31-1】

①-3 全学の社会貢献活動を一元的に管理する支援体制を整備し、ICT や大学が保有する施設、学術的・人的資産を積極的に利活用することで、社会への教育や研究のアウトリーチを目指した専門知識等の情報発信を強化し、海洋関連産業等の発展に貢献する。【32】

- ・①-3-1 現状の社会貢献活動を整理・検証し、社会貢献活動を一元的に管理する支援体制の検証結果を基に改善を図る。また、ICT や大学保有施設、学術的・人的資産を積極的に活用した情報発信方法について必要な改善を図る。【32-1】

①-4 日本近海から南極海にまで及ぶ各海域での実習教育・調査研究を行い、教育関係共同利用拠点としても認定されている練習船及び、東京のキャンパスでは経験できないフィールドでの実践教育と先端研究を行う水圏科学フィールド教育研究センターなどの学内施設・設備を国の財政措置の状況等を踏まえながら整備し、効果的な運用を行うことで、国際的な海洋調査などの共同研究及び、リサーチ・アドミニストレーターの育成などの大学間連携、海洋・海事・水産に関わる関連産業界との連携を推進する。

これにより、教育研究の成果を地域や関連産業に還元するなど質の高い社会貢献を行う。

【33】

- ・①-4-1 教育研究資源である練習船や水圏科学フィールド教育研究センターなどの学内施設・設備を活用し、リサーチ・アドミニストレーターの配置等の支援体制のもとで、大学間連携及び海洋・海事・水産に関わる関連産業界と連携し、共同調査・研究等を実施する。

【33-1】

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバル化に対応した教育を提供するため、海外の大学との連携により、海外への学生派遣数と受入学生数を第2期中期目標・中期計画期間よりも増加させるとともに、ダブルディグリーなどの制度を整備することで国際的に通用する学位プログラムとしての学部・大学院教育を確立し、学生の質を保証する体系を整備する。【34】(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-1-1 在籍学生の海外派遣及び海外からの留学生受入れについて効果等を検証し必要な対策を行う。また、ダブルディグリー等の共同学位プログラムに係る学生派遣・受入の充実を図っていく。さらに、第4期に向けた検証を行い、必要に応じ次期中期目標・中期計画へ反映する。【34-1】

①-2 学生の語学力向上や海外インターンシップ派遣等を支援するグローバル人材育成推進室及びグローバルコモンの機能を強化しつつ、国際交流協定機関、海洋関連産業界や地域社会等との連携を通じて海外に派遣した日本人学生には現地で、留学生には日本でインターンシップを実施することにより、海洋を知り、守り、利用する各領域で社会のニーズに対応して活躍する研究者や高度専門技術者を育成するための教育を展開する。【35】(戦略性が高く意

### 欲的な計画)

- ・①-2-1　日本人学生の語学力向上や海外インターンシップ派遣等を支援する取組を引き続き実施するとともに、留学生のインターンシップを継続的に実施する。【35-1】

②-1　国際交流協定校を中心とする海外の大学と連携した短期留学や海外インターンシップを基に、国際交流支援部門を強化することにより、日本人学生と外国人学生の交流を通じた高度専門職業人を養成する協働教育を展開する。【36】

- ・②-1-1　在籍学生の海外派遣及び海外インターンシップを含む学生の短期海外派遣を実施するとともに、日本人学生と外国人留学生の交流事業の実施を行う。また、第4期に向けた検証を行い、必要に応じ次期中期目標・中期計画へ反映する。【36-1】

②-2　国際交流協定校を中心とする海外の大学、研究機関等との国際的なネットワークを活用し、留学生の受け入れ体制の充実、日本人学生及び教職員の海外派遣の拡大を推進するとともに、教員の海外研究者との共同発表論文数を第2期中期目標・中期計画期間中の平均値より増加させる。【37】

- ・②-2-1　留学生の受入れ及び在籍学生、教職員の海外派遣の体制の充実に向けて、前年度の検討に基づき検証を行い、必要な施策を実施するとともに、必要に応じ次期中期目標・中期計画へ反映する。【37-1】
- ・②-2-2　国際共著論文数及び被引用数の推移を把握し、支援策やインセンティブの効果を検証する。【37-2】

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①-1　円滑な大学運営のため、学長のリーダーシップの発揮・推進の観点から改定した学部長選出方法について検証するとともに、副学長の役割についても見直しを行うなど学長の補佐体制を強化する。【38】

- ・①-1-1　必要に応じて、令和3年度以降の新たな学長の任期等に即した学長の補佐体制整備の見直しを行う。【38-1】

①-2　延べ会議時間を短縮し効率的な意思決定を行うため、審議事項を整理再編成し学部当たり委員会の数を平成31年度末までに平成27年度に比べ20%削減する。【39】

- ・①-2-1　見直し後の委員会等の運営状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。【39-1】

①-3　学外者の意見を法人の機能強化とガバナンス体制の構築に適切に反映させるため、学外者の意見について役員会等で実効性を検証し、意見聴取した学外者のチェックを含むPDCAサイクルを確実に実行するとともに、学外者の意見及び対応状況をWebサイト上で公開する。

【40】

- ・①-3-1　学外有識者から得られた意見について、実効性を役員懇談会で検証するとともに、意見に基づく運営改善実施状況についても学外有識者に報告し意見を求める。また、学外

者の意見及び対応状況を毎年度 Web サイトで公開する。【40-1】

①-4 監事が、財務や会計だけではなく、教育研究や社会貢献の状況、学長選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学のガバナンス体制等についての監査が円滑にできるよう、学内における会議及び委員会に関する全開催日程を事前に把握できる仕組みを構築することなどにより、監事機能を強化する。【41】

- ・①-4-1 監事が学内の諸会議に出席できる機会をより一層増やすため、定期的に開催する全学的な会議・委員会については、予め年間日程を決め、監査室を通して監事に連絡する。また、各担当部署が全学的な会議・委員会の開催通知を連絡する際は必ず監査室にも連絡するよう周知徹底を行い、監査室を通して監事が全開催日程を漏れなく把握できるようとする。【41-1】

②-1 教員人事の一元化を行い、学長主導の教員配置戦略会議で教員配置計画を策定し、教員を配置する。【42】

- ・②-1-1 引き続き教員選考を行うと共に、教員配置戦略会議で策定された教員配置計画について見直し、点検を行う。【42-1】

②-2 教員組織を効率的・合理的に運営するために、教育、研究、社会貢献もしくは管理運営の各分野における各教員の役割分担を考慮した自己評価制度を基に新たな全学的業績評価体制を構築する。【43】

- ・②-2-1 引き続き全学的業績評価を実施するとともに、これまで実施した評価実績について総括を行う。【43-1】

②-3 承継職員や新たに雇用する外国人教員に対し、適切な業績評価に基づく年俸制の導入をさらに進めるとともに、混合給与制度を導入する。【44】

- ・②-3-1 引き続き、年俸制やクロス・アポイントメント制度を推進するとともに、これまでの実績について総括を行う。【44-1】

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①-1 國際競争力強化のための海洋産業人材育成組織を構築するため、新学部の創設など、既存の学部・大学院組織を再編し海上から海底下までの海洋に関する総合的な教育研究を行う新たな教育研究組織へ移行する。【45】

- ・①-1-1 新たな教育研究組織の入試状況、在学状況及び進路状況等について、学外有識者による助言を踏まえた検証を行い、必要に応じて改善を行う。【45-1】

②-1 役員会等において全学的な臨時または常設の委員会等の存廃等について毎年検討し、確實に実施する。全学的な委員会や各学部等の委員会は作業部会等の下部組織の必要性等について毎年検証する。【46】

- ・②-1-1 効率的な意思決定のため、委員会等及びその下部組織の必要性について検証し、必要に応じ改廃を行う。【46-1】

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①－1 本学の推進する全学的な改革（国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築）に対応するため、学内の教育研究組織をサポートする事務管理体制を整備する。【47】

- ・①－1－1 事務組織再編の検証結果に基づき、引き続き事務管理体制の見直しを行う。

【47－1】

①－2 人事評価に関する職員の理解度を高めるため人事評価結果を各部署にフィードバックするなど透明性を高めた評価制度を確立する。【48】

- ・①－2－1 これまでの評価結果を踏まえ、評価制度の理解度と反映状況について総括を行う。

【48－1】

②－1 他大学等と連携した共同調達の強化・推進などの業務改善により事務の効率化・合理化を進める。【49】

- ・②－1－1 業務の洗い出し結果を基に、重複業務や省略可能な業務の整理及び定型業務のマニュアルの作成を進める。【49－1】

## III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①－1 学長主導により、戦略的に外部資金を獲得するため、外部資金獲得に高い実績を有する教員等による専門チームを組織するなど、申請作業のサポートや実施体制の整備を行う。特に東京海洋大学基金については、修学支援等に係る基金について専門チームを編成するなど、積極的な獲得に取り組む。【50】

- ・①－1－1 IR 室等との連携のもと、支援方法やチーム構成の課題を整理し、データとして蓄積する。【50－1】
- ・①－1－2 IR 室との連携のもと、寄附金獲得方策のためのデータの分析や他大学の事例を参考にし、より効果的な寄附金獲得方策について検討する。【50－2】

①－2 社会のニーズ等を踏まえ、学内において重点研究課題を選定するほか、研究の企画立案、知的財産の管理等を行う人材（PO（プロジェクト・オフィサー）、PA（プロジェクト・アドバイザー）など）を育成する。【51】

- ・①－2－1 研究の企画立案、プログラム間の調整、知的財産の管理等を行う人材の成果を検証する。【51－1】

①－3 外部資金獲得の一環として学内施設の貸し出し等を図るため、Web サイトを活用し地域及び全国への情報発信を行う。【52】

- ・①－3－1 貸し出し実績及び貸し出しに係るトータルコストを分析し、分析結果に基づき施設の貸出指針や運営に反映させる。また、Web サイトを活用した情報発信等の改善について検討する。【52－1】

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①－1 大学改革を踏まえ、業務の見直しを行うなどにより、決算における一般管理費率（一般管理費÷経常費用）を国立大学法人の財務分析上の分類Bグループ（医科系学部を有さず、学生収容定員に占める理工系学生数が文科系学生数の概ね2倍を上回る国立大学法人）の平均以下に抑制する。【53】

- ・①－1－1 前年度の一般管理費の内訳を分析し、その分析結果等を踏まえて見直しを行った収支改善計画に基づき、一般管理費率の抑制を図る。【53－1】

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①－1 施設の維持・管理費及び使用状況を調査し、資産の有効活用を推進するための改修計画や用途変更売払等の新たな利用計画を策定・実施する。【54】

- ・①－1－1 平成29年度から実施した建物スペースの有効活用に関する要項に基づき、引き続き使用状況の改善を行う。また、土地の有効活用について、キャンパスマスター・プランをより発展させるための検討を行い、今後20年から半世紀を視野に入れたキャンパス整備につなげていく。【54－1】

①－2 他機関等の教育研究、関連産業の振興、地域社会の活性化等に貢献することを目的とし、水圏科学フィールド教育研究センター（各ステーション）や練習船等の資産・施設を国内外の関係機関等と共同利用する。【55】

- ・①－2－1 学内研究設備、研究施設について、利用件数のみではなく、利用による効果や質の高い研究成果の創出を考慮し、共同利用を促進する。【55－1】

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①－1 教員が横断的に教育研究に参画できる柔軟な組織体制を強化するため、教員配置戦略会議において、教員の流動性、部門間の連携協力を点検・評価する仕組みを確立する。【56】

- ・①－1－1 これまでの点検・評価を教員配置戦略会議において総括する。【56－1】

①－2 全学的な組織活動、及び教職員個人の活動について、自己点検・評価を継続的に行い、その評価結果を活動改善に反映させるとともに、その自己点検・評価方法について見直し、改善を行う。【57】

- ・①－2－1 年度計画等の自己点検・評価を実施する。また、その評価結果をもとにして、中期目標・中期計画を着実に達成するための次年度計画を策定する。併せて、これまで実施した評価方法について総括する。【57－1】
- ・①－2－2 教員の個人活動評価を実施する。【57－2】

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

①－1 大学における教育・研究・社会貢献・管理運営等に関する情報について、広報を専門とす

る職員を配置するなどし、充実させる。【58】

- ・①-1-1 広報専門員の提案、意見等を反映し、大学における教育・研究・社会貢献・管理運営に関する情報発信の改善を図る。【58-1】

①-2 報道機関等と意見交換を行うなど、公開した情報が国民に分かりやすいものとなっているかを確認し、情報発信を改善するためのPDCAサイクルを構築する。【59】

- ・①-2-1 これまで実施してきた情報発信の実効性を検証する。

【59-1】

①-3 教育・研究成果を電子的形態で保存・発信するデジタルアーカイブである東京海洋大学学術機関リポジトリOACISを用いて、本学の教育・研究成果等を発信する。また、科研費による研究成果等の収録を推進するなど、内容の充実を図る。【60】

- ・①-3-1 制度化したリポジトリOACISを用いた科研費による研究成果等の公開について運用する。【60-1】

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

①-1 計画的な施設整備推進の方策を策定し、共同利用化を推進するとともに、大型教育研究施設の維持管理を行い、新学部等における教育・研究の機能強化に結び付く新たな活用法を検討し国の財政措置の状況を踏まえた施設整備を推進する。【61】

- ・①-1-1 修繕計画に基づき施設整備を実施する。また、施設の状況等を踏まえた修繕計画の更新を行う。【61-1】

①-2 施設の老朽化対策や費用対効果を考慮した施設設備の整備方策等を、資金の確保も含めて策定し、キャンパスマスターplanを充実させる。【62】

- ・①-2-1 キャンパスマスターplanに基づいた事業を実施する。【62-1】

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

①-1 事故等を未然に防止するための規則や個別マニュアルを点検・拡充し、パンフレット(Web版)等によって規則等の周知を徹底するとともに、初任者研修及び新入生研修(外国人留学生を含む)を義務化する。【63】

- ・①-1-1 初任者研修で危機管理に関する研修を実施するとともに、新入学生研修で危機管理マニュアル等の周知を行う。【63-1】

①-2 外部専門家による教育を充実させるとともに訓練の体験を通して、ヒヤリハット事例の水平展開等を行い教職員・学生の安全管理への危機意識を向上させる。また、教職員・学生の参加率を高めるため、取り組み内容の見直しなどを行う。【64】

- ・①-2-1 防災マニュアルを点検し、教職員の役割分担の適正化に係る検証等を行い、より効果的な防災訓練を実施するため、必要に応じて改善する。【64-1】

②-1 有害薬品等の安全管理意識の向上及び適切な管理等を更に徹底するため、薬品の区分毎に  
関係法令を踏まえて学内規程等を見直し、関係教職員・学生を対象とした講習会を毎年開催  
する。【65】

- ・②-1-1 有害薬品等の管理状況の監査を実施する。また、学生・関係教職員（外国人を含む）  
向けに有害薬品等の取扱講習会を入学・採用時に開催する。【65-1】

### 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

①-1 法令遵守（コンプライアンス）を徹底するために各部局における責任体制を明確にし、部  
局内における危機管理体制を整備するとともに、教職員の意識を向上させるために、チェック  
リスト配布、アンケート調査の定期的実施、グローバル化に伴う危機管理のマニュアルの  
整備を行うなど危機管理体制の機能を充実・強化する。【66】

- ・①-1-1 前年度の評価改善結果を踏まえたリスク別教育・訓練を実施する。【66-1】

①-2 研究における不正行為については、教員のみならず学生に対して、倫理教育講習を行う。  
また、研究費の不正使用については、定期的にコンプライアンス教育等を行うとともに、取  
引業者から法令遵守、不正に関与しない旨に関する確認書を徴収する等し、不正を事前に防  
止する体制、組織の管理責任体制の整備等を行う。【67】

- ・①-2-1 研究者倫理の意識向上を図るため、対象となる教職員及び学生のe-learningプログラ  
ムの受講を実施するとともに、剽窃チェックツールによる学位論文原稿等のチェック  
を実施する。【67-1】
- ・①-2-2 研究費不正に関するコンプライアンス教育、取引業者から法令遵守、不正に関与しな  
い旨に関する確認書の徴収等を確実に実施する。【67-2】

①-3 情報セキュリティポリシーに基づいて、教育研究環境等における情報の適正な管理と運用  
を図るため、ネットワークへの外部からの侵入検知等の対策を行うとともに、情報へのア  
クセス記録の管理・監査の徹底、全教職員ならびに全学生を対象としたチェックリストの配布、  
アンケート調査の定期的実施により、情報セキュリティを充実・強化する。【68】

- ・①-3-1 情報の適正な管理と運用のための教育・訓練の計画・実施、評価・改善を行う。  
【68-1】

## VI 予算（人件費見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

1,363,404 千円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### 1 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 該当なし

### 2 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 該当なし

## IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
<ul style="list-style-type: none"><li>・(大泉) 基幹・環境整備(屋外実験施設)</li><li>・(吉田) ライフライン再生(給排水設備)</li><li>・(品川) ライフライン再生(電気設備)</li><li>・練習船「汐路丸」代船建造</li><li>・研究設備整備</li><li>小規模改修</li></ul>	総額 2,957	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設整備費補助金 ( 188 )</li><li>・船舶建造費補助金 ( 2,721 )</li><li>・設備整備費補助金 ( 21 )</li><li>・(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 ( 27 )</li></ul>

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、

老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2 人事に関する計画

- (1) 平成28年度策定した任期制等を活用した流動性・多様性を高める雇用方策に基づく、教員人事を教員配置戦略会議のもとで計画的に実施する。
- (2) 教員の採用は、教育研究分野の特色等に合わせて適切な人材を求めるため公募制を原則とし、任期制、年俸制雇用の拡大を進める。
- (3) 教員配置戦略会議の計画を基に、社会のニーズを踏まえ、広く社会から適切な人材を求めて柔軟で多様な人材の確保を行う。
- (4) 教員配置戦略会議による人的資源を確保するための検討状況を踏まえ、学長裁量により教員数を一定数確保し、その効果を検証する。併せて学長裁量により戦略的に教員の配置を検討し、必要に応じて実施する。
- (5) 事務職員等の採用等にあたり、関東甲信越地区国立大学法人等採用試験の活用のほか、これまでに構築した選考採用、有期雇用の仕組みを活用し、必要に応じて多様な人材を確保するとともに、他機関との人事交流や文部科学省を含む他機関における研修制度を活用し、事務職員等の人材育成に努める。
- (6) 事務組織再編を踏まえ、業務の効率化を図るための人員配置及び外部委託の活用について検討し、必要に応じて改善する。
- (7) これまでの女性管理職者の増加方策の効果を検証し、改善を図る。

(参考1) 令和2年度の常勤職員数 480人

また、任期付きの職員数の見込みを 11人とする。

(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み 5,109百万円

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

令和2年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,410
施設整備費補助金	188
船舶建造費補助金	2,721
補助金等収入	186
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	27
自己収入	1,710
授業料、入学金及び検定料収入	1,549
財産処分収入	0
雑収入	161
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,074
長期借入金収入	0
目的積立金取崩	0
計	11,316
支出	
業務費	7,120
教育研究経費	7,120
施設整備費	215
船舶建造費	2,721
補助金等	186
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,074
長期借入金償還金	0
計	11,316

[人件費の見積り]

期間中総額 5, 109 百万円を支出する(退職手当は除く)。

- 注) 「運営費交付金」のうち、令和2年度当初予算額 5, 288 百万円、前年度よりの繰越額 122 百万円。
- 注) 「施設整備費補助金」のうち、前年度よりの繰越額 143 百万円。
- 注) 「補助金等収入」のうち、前年度よりの繰越額 21 百万円。

2. 収支計画

令和2年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	8,608
業務費	7,908
教育研究経費	1,797
受託研究費等	897
役員人件費	149
教員人件費	3,491
職員人件費	1,574
一般管理費	243
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	456
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	8,608
運営費交付金収益	5,341
授業料収益	1,240
入学金収益	203
検定料収益	51
受託研究等収益	897
補助金等収益	186
寄附金収益	143
財務収益	1
雑益	160
資産見返運営費交付金等戻入	141
資産見返補助金等戻入	169
資産見返寄附金戻入	70
資産見返物品受贈額戻入	6
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	12,093
業務活動による支出	8,152
投資活動による支出	3,028
財務活動による支出	71
翌年度への繰越金	842
資金収入	12,093
業務活動による収入	8,250
運営費交付金による収入	5,288
授業料、入学金及び検定料による収入	1,549
受託研究等収入	891
補助金等収入	186
寄附金収入	176
その他の収入	160
投資活動による収入	2,936
施設費による収入	2,936
その他の収入	0
財務活動による収入	1
前年度よりの繰越金	906

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

海洋生命科学部	海洋生物資源学科 272 人 食品生産科学科 220 人 海洋政策文化学科 160 人 水産教員養成課程 28 人 (うち水産教員養成課程に係る分野 28 人)
海洋工学部	海事システム工学科 246 人 (うち船舶職員養成に係る分野 140 人) 海洋電子機械工学科 246 人 (うち船舶職員養成に係る分野 140 人) 流通情報工学科 168 人
海洋資源環境学部	海洋環境科学科 248 人 海洋資源エネルギー学科 172 人  (上記の海洋生命科学部及び海洋資源環境学部のうち 船舶職員養成に係る分野 160 人)
海洋科学技術研究科	(博士前期課程) 海洋生命資源科学専攻 100 人 食機能保全科学専攻 64 人 海洋資源環境学専攻 130 人 海洋管理政策学専攻 44 人 海洋システム工学専攻 38 人 海運ロジスティクス専攻 64 人 食品流通安全管理専攻 16 人  (博士後期課程) 応用生命科学専攻 57 人 応用環境システム学専攻 63 人
水産専攻科	40 人
乗船実習科	70 人